

# 静岡県農業参入法人研究会規約

(名称)

## 第1条

この研究会は、静岡県農業参入法人研究会（以下「本会」という）と称する。

(目的)

## 第2条

本会は、企業等から農業参入した県内法人を対象に、法人の運営、生産、加工、販売技術及びそれに係わる周辺技術に関する知識の習得、勉強会、情報交換、可能性試験、さらには基本的な技術開発を行い、最終的には法人間の連携強化を図り、共存共栄を目指すことを目的とする。

(事業活動)

## 第3条

本会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 生産、加工、流通に係る研修会
- (2) 農業に関する様々な分野における情報交換
- (3) 新技術に係る可能性試験の実施
- (4) 生産、加工、販売に係る共同研究・市場ニーズの調査
- (5) その他目的を達成するために必要な事項

(会員及び組織)

## 第4条

本会は、第2条の目的に賛同する法人等の会員により組織する。

- 2 会員の加入・脱退については会長に所定の書面により提出するものとする。
- 3 会員は、別表に掲げる者とする。

(会費)

## 第5条

会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(賛助会員)

## 第6条

本会の趣旨に賛同する者は、賛助会員となることができる。

## 第7条

賛助会員は、別に定める協賛金を納入しなければならない。

(特別会員)

#### 第8条

本会の趣旨に賛同する者は、特別会員となることができる。

(役員)

#### 第9条

本会に会長及び副会長及び必要に応じて監事を置き、会員より選任する。

2 役員任期を2年とする。但し、再選は可とする。

(役員の仕事)

#### 第10条

本会の役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- (4) 監事は、本会の会計を監査する。

(顧問及び相談役)

#### 第11条

本会には、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

- (1) 顧問及び相談役は幹事会でこれを推薦し、会長がこれを委嘱する。
- (2) 顧問及び相談役は本会の運営につき幹事会及び会長に助言する。

(活動頻度)

#### 第12条

第2条の目的を達成するため、年に4回程度役員が集まり、本会の方向性や進捗状況の確認を行う。

(総会)

#### 第13条

本会の総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎年1回開催し、臨時総会は必要に応じて開催するものとする。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき。
- 4 次の事項は総会の議決を得なければならない。
  - (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
  - (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
  - (3) 規約の改正に関すること。
  - (4) 会費及び徴収に関すること。
  - (5) その他重要事項。

(幹事会)

#### 第14条

- 1 本会は、幹事会を置くことができる。
- 2 幹事会は、幹事を持って構成する。
- 3 幹事会は、必要に応じて会長が召集する。
- 4 幹事会は、本会の円滑な事業運営に必要な事項を協議する。
- 5 監事は、幹事会に出席して意見を述べることができる。

(事務局)

#### 第15条

本会は、事務局を公益社団法人静岡県農業振興公社内に置く。

#### 第16条

研究会で実施する試験等において購入した物品については事務局が管理する。

(秘密の保持)

#### 第17条

営業秘密を保有する者（以下、「保有者」という）から営業秘密（以下、秘密情報という）を示された場合において、会員は、その秘密情報を厳に秘密として扱い、保有者の書面による事前の承諾なくして第三者に開示・漏洩せず、また本会の目的以外に使用しないものとする。会員資格を失った後も同様とする。

2 前項の秘密情報とは、秘密として管理されている生産方法、加工方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上、または営業上の情報であって、公然と知られていないものをいい、具体的には次のものを指す。

- (1) 技術ノウハウ・・・製造技術、製法、素材選択、技術管理マニュアル、品質管理、設計図、実験データ、研究レポート等、保有者が技術秘密情報として管理・保有するもの。
- (2) 営業上の秘密情報・・・顧客リスト、販売マニュアル、販売計画、事業計画、商品データ、経理、販売上のデータ等。

(差止請求権及び損害賠償)

#### 第18条

秘密情報の使用または開示により、営業上の利益を侵害され、または侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 故意又は過失により、秘密情報を使用又は開示して保有者の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(事業年度)

第19条

本会の事業年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日までとする。

(その他)

第20条

この規約に定めのない事項が発生した場合は、その都度協議して決定する。

(附則)

- 1 この規約は、平成24年7月26日から施行する。
- 2 平成27年3月4日 一部改正